

1 補助金を受けることができる対象者について	2
1-1 補助対象者とは.....	2
1-2 中小企業業者（製造業）とは	2
1-3 製造業とは.....	2
1-4 事業所とは.....	2
1-5 店舗で惣菜やパン等を製造し販売しているが対象業種に該当するか.....	2
1-6 自動車整備工場は該当するか	2
2 補助対象となる設備導入経費について	3
2-1 補助対象期間とは	3
2-2 消費税相当額の取り扱い.....	3
2-3 補助対象経費（R4.5.19 更新）	3
2-4 補助金交付額について	3
2-5 令和4年3月以前に導入した設備等の経費は申請できるか	4
2-6 同一事業所に複数の機器を導入したが合算して申請してよいか.....	4
2-7 複数の工場に設備を導入したい.....	4
2-8 市外にある工場に設備を導入したい.....	4
2-9 本社は市外であるが、尼崎市内の工場に設備を導入したい.....	4
2-10 国・県から補助を受けた場合	4
2-11 老朽化した設備を買い換えたい（R4.5.19 更新）	4
2-12 機器設備の能力を上げたい.....	5
2-13 中古の機器設備の購入は対象となるか	5
2-14 既存の機器設備の改良、修繕に要する費用は対象となるか	5
2-15 事務効率を回すためパソコン等を購入したい	5
2-16 工作機械の操作用パソコンを導入したい	5
2-17 作業効率向上のため倉庫にエレベータを設置したい.....	5
2-18 ソフトウェアの購入は対象となるか.....	5
2-19 CAD/CAM を動作させるパソコンが能力不足なので買い替えたい	6
2-20 リース契約で導入した場合は対象となるのか	6
3 空調設備・高機能換気設備の導入	7
3-1 工場であればすべて対象となるのか	7
3-2 工場と同時に事務所等にも空調設備を導入した場合	7
3-3 食堂・更衣室への導入	7
3-4 高機能換気設備とは.....	7
3-5 作業場には既に空調設備が設置されているが増強したい	7
3-6 空調設備の設置に係る経費について	7
4 補助金の申請について	8
4-1 交付決定を受けなければ設備導入はできないのか.....	8

4-2	交付決定を受けた後に追加で機器を購入したい	8
4-3	この補助金を受けた後に別の設備を導入したいので改めて申請したい	8
4-4	申請した機器の支払金額が変更になった	8
4-5	申請した機器を変更して購入したい	8
4-6	市税に滞納がないことの証明とは.....	9
4-7	滞納がない証明とは納税証明でよいか.....	9
5	その他	10
4-1	近畿高エネルギー加工技術研究所（AMPI）とは.....	10
4-2	どのような内容の相談に乗ってくれるのか	10
4-3	機器の購入を考えているがメーカーの紹介や機種選定をしてくれるのか.....	10
4-4	後日、市や国の検査はあるのか	10
4-5	補助対象となった機器設備の保有期間について	10
4-6	補助金の返還について	10
4-7	補助事業実施効果に関する追跡調査のご依頼.....	10

1 補助金を受けることができる対象者について

1-1 補助対象者とは

尼崎市内に主たる事業所を有する中小企業者で、製造業を営む事業者（個人事業主を含む）で、申請時点において市税に滞納がないことが補助対象要件となります。

但し、次のうちいずれかに該当する中小企業者は、「みなし大企業」となり、対象外となります。

- ① 同一の大企業が申請者である中小企業の発行済み株式総数又は出資総数の2分の1以上を単独で所有し、または出資しているもの
- ② 複数の大企業が申請者である中小企業の発行済み株式総数又は出資額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの
- ③ 役員半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

1-2 中小企業業者（製造業）とは

「中小企業基本法第2条第1項」に規定する、事業者をいいます。

1-3 製造業とは

総務省が定める「日本標準産業分類（H26.4.1 施行）」において、主として製造業（大分類）に分類される業務を行う事業者です。

例えば、単に製品の選別や、包装の作業を行う作業所は製造業には当たりませんが、完成された部分品の組み立て（組立作業）を行う作業は製造業に分類されます。

（総務省：日本標準産業分類、「製造業」説明より）

1-4 事業所とは

製造・加工を主として行っている工場・作業場を指します。

（総務省：日本標準産業分類、「製造業」説明より）

1-5 店舗で惣菜やパン等を製造し販売しているが対象業種に該当するか

製造した商品とその場（店舗）で個人又は家庭用消費者に販売する場合は、小売業に分類されます。

（総務省：日本標準産業分類、「小売業」説明より）

1-6 自動車整備工場は該当するか

車両の修理を専業としている事業所は、「サービス業」に該当する。修理のための補修品を製造している場合もサービス業に含まれます。

（総務省：日本標準産業分類、「サービス業」説明より）

2 補助対象となる設備導入経費について

2-1 補助対象期間とは

令和4年4月1日以降に対象となる設備・機器等を発注し、令和5年2月28日までにその支払い及び検収を完了させてください。

2-2 消費税相当額の取り扱い

補助対象となる経費は税抜き金額で記載してください。

2-3 補助対象経費 (R4.5.19 更新)

生産性の向上を図るために自社所有又は賃借している市内の工場等に導入するものであり、次のA・Bの事業に該当するもの。

<A：生産工程の効率化、製造機器設備のIoT化・DX化に要する経費>

- ① 機器装置：NC加工機、ロボットの導入、3Dプリンタ・3Dスキャナ、
既存機器設備のデジタル化（改造含む）など
- ② ソフトウェア：CAD/CAM/CAE、専ら導入鶴CAD等の作業に供するパソコン、モニタ、プリンタ等（直接に製造工程に関連しない財務会計、労務管理、在庫管理、文書作成等に関するソフトウェアは対象外です。）
- ③ 製造機器設備のネットワーク化：製造加工機器設備の稼働監視に関するシステムなど

<B：空調・高機能換気設備の導入に関する経費>

製造現場に導入する空調設備^(※1)、高機能換気設備^(※2)

^(※1)空調機能向上、省エネ、作業従事時間の増など、生産性の向上に資すると認められる場合に限る

^(※2)高機能換気設備：熱交換機能を有する吸排気装置、設備

<共通事項>

- ① 外注費：機器等の運搬、設置費、付属設備の改修等に係る経費が含まれます
- ② 老朽化による買換え、更新は対象外です

2-4 補助金交付額について

補助対象経費（税抜き額）に3分の2を乗じた金額です（※千円未満切り捨て）。

但し、3分の2を乗じた金額は、上限200万円とします。

（例1）税抜き金額75万円の機器を購入した場合

75万円（補助対象経費）×2/3＝ 50万円（補助金交付額）

（例2）税抜き金額500万円の機器を購入した場合

500万円（補助対象経費）×2/3＝ 333万3,333円 → 200万円（上限）

この場合、上限額である200万円が補助金交付額となります。

（例3）税抜き金額250万円の機器を購入した場合

250万円（補助対象経費）×2/3＝ 166万6,666円 → 166万6千円

この場合、千円未満額が切り捨てとなります。

(例4) 500万円の機器を購入し、国・県の補助金(250万円)を得ている場合

$$(500 \text{万円 (購入経費)} - 250 \text{万円 (国県補助金)}) \times 2 / 3 \div \underline{166 \text{万}6 \text{千円}}$$

この場合、千円未満額が切り捨てとなります。

※購入する機器等の経費の内訳が他の補助金と重複していないこと。

2-5 令和4年3月以前に導入した設備等の経費は申請できるか

経費の支払日(領収証の発行日)が補助対象期間内であっても、設備等を発注・導入(設置、納品)した日が令和4年3月31日以前である場合は、補助対象外となります。

2-6 同一事業所に複数の機器を導入したが合算して申請してよいか

対象となる設備投資等に係る経費を合算して申請していただけます。

2-7 複数の工場に設備を導入したい

尼崎市内に立地する事業所への導入に係る経費を合算して申請していただけます。

2-8 市外にある工場に設備を導入したい

尼崎市内に立地する事業所における設備投資等が対象となります。

従いまして、尼崎市内に本社を登記されていても、市外の工場に製造機器等を導入する場合は補助対象外となります。

2-9 本社は市外であるが、尼崎市内の工場に設備を導入したい

市外に本社事務所(登記場所)があるが、尼崎市内に主たる事業所(工場)がある場合は対象となります。

(例) 代表者の自宅に本社登記を置いているが、工場は尼崎市内にいる場合は対象です。

2-10 国・県から補助を受けた場合

対象となる設備投資等に要する経費について、国・県等の補助金が当たらない経費相当分を本制度の補助対象経費として申請していただけます。

(例) 500万円の機器設備を導入し、国から2分の1の補助金の交付を受けた場合

$$500 \text{万円 (対象経費)} - 250 \text{万円 (国補助金)} = 250 \text{万円 (補助対象経費)}$$

$$250 \text{万円 (補助対象経費)} \times 2 / 3 \div \underline{166 \text{万}6 \text{千円}}$$

2-11 老朽化した設備を買い換えたい (R4.5.19更新)

ポストコロナを見据えて生産工程の効率化、製造加工機器等のIoT・DX化等、生産現場の環境改善など、生産性向上に向けて取組まれる事業に係る経費を対象としていますので、老朽化による買換え、更新は対象としていません。

2-12 機器設備の能力を上げたい

現存する機器設備の能力を上回る機器設備の導入は対象となります。また、既存機器設備に IoT 化、DX 化に伴う改造に係る経費も対象となります。

2-13 中古の機器設備の購入は対象となるか

新品、中古品に関わらず、申請対象となる事業所において新たに導入する機器・設備の購入経費は対象となります。

但し、中古市場において広く流通していない中古機械設備については、複数の中古品流通事業者から相見積もりを取得する等、その価格設定の適正性を明らかにする必要があります。

2-14 既存の機器設備の改良、修繕に要する費用は対象となるか

① 既存の機器設備の IoT 化、DX 化、デジタル化に対応するための改良に要する経費は対象になります。

(例) 汎用旋盤など位置決めの手動ハンドルにサーボモーターの取り付けによりデジタル入力を可能にする改良。

② 既存機器設備の修繕については、本来期待できる機能の回復であるため、対象外となります。

2-15 事務効率を図るためパソコン等を購入したい

製造機器設備の IoT 化等の取組みに対する支援のため、専ら製造加工に供しない財務会計や文書作成に供する事務用パソコン、プリンタ、タブレット及びデジタル複合機等の購入費は対象外となります。

2-16 工作機械の操作用パソコンを導入したい

(1) 新たに工作機械の IoT 化、DX 化の導入に伴い使用する管理用のパソコンは対象となります。

(2) 従前、管理・操作のため工作機械に接続していたパソコンの OS のサポート終了など、買い替えは対象になりません。

2-17 作業効率向上のため倉庫にエレベータを設置したい

本制度は、直接的な製造加工の工程における IoT 化、DX 化を対象としています。製品の保管・搬出に供するエレベータ、ベルトコンベヤ等で省力化は図れますが、直接的に製造加工工程に当たりませんので対象外となります。

2-18 ソフトウェアの購入は対象となるか

製造加工工程において新たに導入する CAD/CAM/CAE システム等、ソフトウェア単独の購入も対象になります。また、専ら導入した CAD 等の動作に供するパソコン、モニタなども同時購入の場合は対象となります。

但し、財務会計、在庫管理、労務管理などのソフトは、直接的に製造加工との関連性がないため対象外とします。

2-19 CAD/CAM を動作させるパソコンが能力不足なので買い替えたい

CAM 等ソフトウェアの新たな導入を伴わない、パソコン単独の更新は対象外です。

2-20 リース契約で導入した場合は対象となるのか

令和4年4月1日以降に新規に契約し、令和5年2月28日までに支払いが完了する経費は対象となります。

但し、補契約に定められた補助対象期間以降の支払期日に係る金額を、前払いにより補助対象期間内に支払った場合は対象外です。

(例) 3DCAD を令和4年4月1日に36月リースで毎月の支払は翌月10日とする契約で導入。

この場合、補助対象期間内に支払いを終える令和4年5月10日～令和5年1月10日支払い分の9カ月分が補助対象経費となります。

3 空調設備・高機能換気設備の導入

3-1 工場であればすべて対象となるのか

製造加工機器設備からの放熱により室温が上昇する作業場において、作業員の健康と安全を確保するほか、室温変化による精密加工の仕上がり精度の不安定化等の解消を図ることができる作業場への導入が前提となります。認定された際には、空調・換気設備の導入前、導入後の室温管理を記録し、室温の推移、加工品の歩留まりの改善具合等について申請時及び実績報告時に加え、概ね5年間市長の求めに応じて成果について報告していただきます。

3-2 工場と同時に事務所等にも空調設備を導入した場合

申請事業所と同一敷地内の事務に空調設備等を同時導入した場合、事務所など作業場以外の設置に係る経費は対象外ですので、発注先事業者を経費の分類を依頼してください。

また、クーリングタワーなど共有するもので分別ができない場合はそれぞれの面積合計の対する作業場面積の案分相当額が補助対象となります。

(例) ① 作業場と事務所に空調設備を同時導入し、経費の分別が可能な場合

➡作業場への導入に係る経費の実が対象。

② 作業場と事務所の空調設備を同時導入し、クーリングタワーを共有している場合。

➡作業場 (100 m²)、事務所 (30 m²)、クーリングタワー代金 (360 万円)

$360 \text{ 万円} \times 100 \text{ m}^2 \div 130 \text{ m}^2 = \underline{2,769,230 \text{ 円}} \text{ (補助対象経費)}$

補助金請求額は、 $2,769,230 \text{ 円} \times 2/3 = \underline{1,846,000 \text{ 円}}$ (※千円未満切り捨て)

3-3 食堂・更衣室への導入

作業環境の改善を目的としていますので、食堂や休憩室、更衣室等の福利厚生を目的とした室内環境の改善となるものは対象外となります。

3-4 高機能換気設備とは

熱交換機能を有する吸排気システムをいいます。室温を一定に保ちながら外気との換気を行うことができる機能を備えたもので、窓や換気口の設置、据置型空気清浄機の設置は対象外となります。

3-5 作業場には既に空調設備が設置されているが増強したい

老朽化による既存空調設備の更新、買い換えは対象外となりますが、生産性の向上に繋がる空調機能の向上や省エネ等が認められる場合は導入に係る経費は対象となります。その場合、既存設備と導入設備の機能対比、消費電力対比、歩留まり率比較(見込み)について申請の際に詳細を記載していただき、認定後においてもその成果について実績報告及び市長の求めに応じて概ね5年間報告していただきます。

3-6 空調設備の設置に係る経費について

空調設備の設置に伴い、ダクト配管の工事費用、クーリングタワーの設置に伴う工事費も対象となります。

4 補助金の申請について

4-1 交付決定を受けなければ設備導入はできないのか

令和4年4月1日以降に発注した設備等であれば、経費の支払いを完了しているものも、申請していただけます。ただし、補助対象とならない可能性がありますので、ご了承下さい。

4-2 交付決定を受けた後に追加で機器を購入したい

交付決定を受けた後、補助対象期間中であれば申請内容の変更ができますので、「事業計画変更承認申請書（様式第5号）」を提出してください。

追加する機器は、①当初に申請された事業計画の一環であること、又は、②当初申請とは異なる内容でIoT化等に取り組み、生産性の向上について説明していただく必要があります。

但し、②の場合は改めて追加する機器にかかる事業計画の認定が必要になりますので、ヒアリングなどお時間をいただくこととなります。

4-3 この補助金を受けた後に別の設備を導入したいので改めて申請したい

一事業所につき当該補助金を受けることができるのは1事業者につき1回です。既に補助金の支払いを受けた場合は、申請済みの設備とは別の設備の導入であっても追加申請はできません。

4-4 申請した機器の支払金額が変更になった

(1) 申請金額より減額となった場合

値引き等により、機器に変更は無く見積もり金額から減額となった場合は、変更に伴う申請は不要です。但し、導入の取り下げなど事業計画に変更が生じる場合は様式第5号での承認申請が必要となります。詳細はお尋ねください。

(2) 申請金額より増額となった場合

予算の範囲内で対応させていただくこととなり、増額分すべてに対応できない場合もありますので、ご了承願います。

① 計画経費区分の増加額が各予算区分の10%を超える場合は、「事業計画変更承認申請書（様式第5号）」を提出いただき、増額の承認を受けていただく必要があります。

② 計画経費区分の増加額が各予算区分の10%以内であれば、変更等の申請は不要です。

4-5 申請した機器を変更して購入したい

(1) 経費の目的を実質的に変更するものでない場合

加工径が175mm対応のNC旋盤を導入する予定であったが、取引先のニーズに合わせて225mm対応の機種に変更した。この場合、事業計画に示す経費の目的（NC旋盤の導入）を実質的に変更していないので、各予算区分の10%の範囲内の増額であれば事業計画の変更手続きは不要です。

(2) 経費の目的が変更となる場合

NC旋盤の購入を検討していたが、3DCADシステムを導入することとした場合、事業計画に示す目的（製造加工工程の自動化）が変更されるため、事業計画の変更手続きが必要となります。

4-6 市税に滞納がないことの証明とは

個人事業主の場合は個人の住所、法人の場合は事業所の所在地において、市税（市町村が課税する税）に滞納がない旨の証明を、市町村の証明証発行窓口で取寄せ願います。（※証明書の発行については各市町村に確認願います。）申請日前6ヵ月以内に発行されたものをご用意ください。

4-7 滞納がない証明とは納税証明でよいか

お住まい、設置の自治体により発行される証明書が異なりますので、

- ① 窓口で、「滞納がない証明」が必要な旨をお伝えください。
- ② 「滞納がない証明」の発行ができない自治体では、直近前年度（令和2年度）の市県民税（法人の場合は法人市民税）、固定資産税、軽自動車税の納税証明書を取寄せてください。

固定資産税、軽自動車税の課税がない場合は、市県民税の納税証明書の提出の際に「固定資産税、軽自動車税課税なし」と余白に記載願います。申請日前6ヵ月以内に発行されたものをご用意ください。

5 その他

4-1 近畿高エネルギー加工技術研究所（AMPI）とは

ものづくり技術の革新とその成果の普及のため、産・官・学が連携して、平成5年12月24日に設立した公設民営の一般財団法人で、企業からの出向者・OBを含めた、専門知識を持った者が財団職員として従事しています。

4-2 どのような内容の相談に乗ってくれるのか

製造設備の導入を考えているが、これまで補助金の申請を行ったことがないという方にも、技術的サポートや補助申請に係る申請書類の記載について、特に計画事業内容が審査側により正確に伝わるよう要点を踏まえて相談に対応いたします。

4-3 機器の購入を考えているがメーカーの紹介や機種選定をしてくれるのか

お求めになられる効果やご計画の内容によりましては、ご要望にお応えできない場合もございます。

4-4 後日、市や国の検査はあるのか

本補助制度は、財源の一部に国の補助金を充てていることから国の会計検査の対象となり、補助対象となった機器設備の現地調査及び関係書類の提出を求められることがありますので、その際は事業所への立ち入り、関係書類の提出につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

4-5 補助対象となった機器設備の保有期間について

本制度の補助金の交付を受けてから、5年を経過した最初の3月31日までの間は補助対象となった機器設備を保有してください。売却、譲渡、廃棄等により保有期間内に対象機器設備を保有しなくなった場合は、交付された補助金の一部又は全額の返還を求めることとなります。

4-6 補助金の返還について

本補助制度の申請の際に、提出いただいた事業計画に記載されている目的以外に使用している場合、又は事業計画に記載されている内容どおりに使用されていないなど、不適切と判断された場合は補助金の返還を求めることとなります。

4-7 補助事業実施効果に関する追跡調査のご依頼

本補助制度を活用したことによる効果（収益、生産性等）について、追跡調査にご協力願います。補助金交付の成果を測り、今後の産業振興施策の参考させていただきます。

以 上